

務 甲 達 第 2 4 0 号
生企甲 達 第 9 9 号
地 甲 達 第 1 1 0 号
捜一甲 達 第 7 7 号
交企甲 達 第 6 7 号
公 甲 達 第 3 7 号
学 甲 達 第 2 8 号
平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察個人指導実施要綱の制定について（通達）

- 対号 1 平成 4 年 1 1 月 1 日付け教発第989号、務発第1423号、捜一発第708号、防発第612号、公発第281号、交企発第271号、学発第635号「石川県警察教養推進委員会設置要綱の制定について（通達）」
- 対号 2 平成 5 年 2 月 2 日付け務発第89号、教発第82号「石川県警察職員の実務能力評価実施要綱の制定について（通達）」
- 対号 3 平成 5 年 2 月 2 日付け教発第83号、務発第90号「石川県警察職場指導実施要綱の制定について（通達）」

厳しい治安情勢を背景として、高い倫理観と職務遂行能力を備えた警察職員の育成が強く求められているところである。加えて、大量退職に伴う大量採用を控え、第一線の勤務経験の浅い警察職員等を、早期かつ効率的に育成するために、職場教養機能の充実強化が緊喫の組織的課題となっている。このたび、別添のとおり「石川県警察個人指導実施要綱」を定めたから、職場教養の重要性を十分認識し、個人指導の積極的推進に努められたい。

なお、対号 2 ・ 3 は、平成 1 7 年 4 月 1 日をもって廃止する。

（ 職 場 教 養 係 2 6 7 2 ）

別添

石川県警察個人指導実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、石川県警察教養に関する訓令（平成13年石川県警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）第21条の規定に基づき、個人指導の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

個人指導は、職員一人一人の担当する業務において、教養が必要となる事項（以下「教養必要事項」という。）を個々に把握し、日常の業務の遂行を通じてきめ細かな指導を行うことにより、職員の職務遂行能力の向上及び職務倫理の保持並びに上級の地位にある者（以下「上司」という。）の指導力の向上を図ることを目的とする。

第3 幹事会及び教養推進担当部会

石川県警察教養推進委員会設置要綱の5及び6の規定による幹事会及び教養推進担当部会をもって、個人指導を効果的かつ効率的に推進するものとする。

第4 所属別個人指導推進委員会

1 設置

所属に個人指導推進委員会（以下「所属別委員会」という。）を置く。

2 任務及び運営

所属別委員会の任務及び運営は、部会に準ずるほか、所属別委員会において協議、検討した結果は、推進委員会委員長に報告するものとする。

3 構成

所属別委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 所属長

副委員長 所属の次席、副隊長、副校長又は副署長若しくは次長

委員 警部（同相当の一般職員を含む。）の階級にある者及び所属長が必要と認めたる者

第5 個人指導推進上の基本的事項

1 所属長の責務

（1）職員への周知

所属長は、所属における個人指導を定着させるため、個人指導の必要性及び効果並びに個人指導に対する積極的な取組みの重要性を所属職員に周知するものとする。

（2）体制の整備

所属長は、個人指導を行う者に対し、個人指導の積極的な取組みが行われるための指導等を行うとともに、適正な人事配置に配慮して、個人指導の実施体制の充実に努めるものとする。

（3）適正な評価

所属長は、所属職員の職務遂行状況及び上司の個人指導の実施状況を的確に把握して、個人指導の実績に対する適正な評価を行うものとする。

2 上司の心構え

（1）指導力の向上

上司は、部下職員の職務遂行能力を向上させ、執行力を高めることが自らの責任であることを自覚し、自己の指導力の向上に努めるものとする。

(2) 特性に応じたきめ細かな指導

上司は、部下職員の性格、能力、適性等の特性に応じた教養必要事項を把握し、きめ細かな指導を行うものとする。

(3) 報告の励行

上司は、部下職員の教養必要事項の修得状況を定期的に確認し、所属長に報告するものとする。

3 部下職員の心構え

(1) 目標の設定

部下職員は、自己の業務を適正かつ効率的に推進する上で修得すべき目標を、上司の指導を受けて設定し、常に目標の達成に努めるものとする。

(2) 積極的な取り組み

部下職員は、目標を達成するため、自己啓発に努めるとともに、積極的に上司の指導を受けるものとする。

(3) 修得状況の確認

部下職員は、指導を受けた事項を備忘録等に記録するなどして、常に目標の修得状況の確認に努めるものとする。

第6 重点対象者に対する個人指導

1 重点対象者の指定

(1) 所属長による指定の申請

所属長は、警部補（同相当職の職員を含む。）以下の所属職員のうち、次のいずれかに該当する者を重点対象者（特に重点的に個人指導を要すると認める者をいう。以下同じ。）として、個人指導を行う必要があると認める場合は、重点対象者（指定・解除・延長）申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により、警務部長に重点対象者の指定を申請するものとする。ただし、所属長は、イからオまでのいずれかに該当する者について、重点対象者として指定を要しないと認める理由がある場合は、指定の申請をしないことができる。

ア 採用時教養（一般職員初任科等を含む。）を修了して間がない者

イ 過去に経験したことの無い部門に配置換えになって間がない者

ウ 長期間離れていた部門に配置換えになって間がない者

エ 昇任して間がない者

オ 休職又は長期間の休務から職場復帰して間がない者

カ その他所属長が必要と認める者

(2) 重点対象者の指定

警務部長は、前記第6の1(1)の申請に係る書類に基づき、重点対象者の指定を決定するものとする。

(3) 指定の通知

警務部長は、重点対象者の指定を決定したときは、重点対象者（指定・解除・延長）通知書（別記様式第2号。以下「通知書」という。）により、当該所属長に通知するものとする。

(4) 指定から除外する者

勤務実績不良職員等、他の規程に基づき特別な指導を受けている者又は受けることとなった者は、この要綱の適用（重点対象者の指定）から除外する。

2 実施体制等

(1) 実施体制

ア 総括責任者

総括責任者は、警察本部の所属にあつては次席・副隊長とし、警察学校にあつては副校長とし、警察署にあつては副署長又は次長とする。

イ 指導責任者

指導責任者は、指導担当者を直接指揮監督する立場にある警部（同相当職の職員を含む。）以上の階級にある者の中から、所属長が指定するものとする。

ウ 指導担当者

指導担当者は、原則として重点対象者を直接指揮監督する立場にある上司の中から、所属長が指定するものとする。

(2) 総括責任者等の任務

ア 総括責任者

総括責任者は、所属における重点対象者に対する適正な個人指導を推進するため、指導責任者及び指導担当者に対し、必要な指導及び調整を行うものとする。

イ 指導責任者

指導責任者は、重点対象者に対する個人指導の進捗状況を確認し、指導担当者及び重点対象者に対し、適時適切な指導・教養を行うものとする。

ウ 指導担当者

指導担当者は、重点対象者に対し、業務を通じて具体的な指導を行うものとする。

3 指導期間

(1) 重点対象者に対する指導期間は、原則として、6か月とする。

(2) 重点対象者に対する指導期間の延長を必要と認める場合は、延長することができる。この場合、延長する期間は、原則として、3か月を単位とする。

4 個人指導目標の設定等

(1) 個人指導目標の設定

指導責任者及び指導担当者は、重点対象者に対する個人指導を効果的に実施するため、重点対象者との個別面接を行い、重点対象者が業務を適正かつ効果的にを行うために早急に修得すべき事項（以下「個人指導目標」という。）を設定するものとする。

(2) 配意事項

個人指導目標の設定に当たっては、部門別に作成した別表の「修得目標参考例」を参照するほか、次の点に留意すること。

ア 担当業務に必要な基本的知識及び技能の修得に重点を置くこと。

イ 昇任者については、幹部として必要な指導監督及び事件指揮能力の修得に重点を置くこと。

5 個人指導記録表

(1) 所属長は、重点対象者に対する個人指導を効果的に実施するため、個人指導記

録表（別記様式第3号（その1・その2）、以下「記録表」という。）を、重点対象者ごとに作成するものとする。

- (2) 記録表は、総括責任者、指導責任者及び指導担当者（以下「総括責任者等」という。）並びに重点対象者が、個人指導目標の修得状況、指導状況等を記録するものとする。
- (3) 記録表は、指導期間においては、指導担当者が保管するものとする。

6 具体的実施要領

(1) 総括責任者等による指導・教養等の実施

ア 総括責任者

- (ア) 総括責任者は、指導責任者、指導担当者及び重点対象者に対し、面接、研修会及び意見交換会を実施するなどして、個人指導の実施状況を確認の上、指導又は助言を行うものとする。
- (イ) 総括責任者は、指導期間が1か月を経過するごとに、個人指導目標への取り組み状況、記録表の記載内容等を確認の上、所見を記載し、所属長に報告するものとする。

イ 指導責任者

- (ア) 指導責任者は、個人指導の進捗状況を自ら積極的に確認の上、指導担当者に対し、指導方法について具体的な指導又は助言を行うとともに、必要に応じ重点対象者に対する指導・教養を行うものとする。
- (イ) 指導責任者は、必要に応じ、重点対象者及び指導担当者による記録表の記載内容を確認の上、所見を記録表に記載するものとする。

ウ 指導担当者

- (ア) 指導担当者は、個人指導目標を修得するための方法及び具体的な指導計画を重点対象者に理解させるとともに、重点対象者の経験、実務能力等を勘案した具体的な指導を行うものとする。
- (イ) 指導担当者は、必要に応じ指導の状況などを記録表に記載するものとする。
- (ウ) 指導担当者は、重点対象者に対し、総括責任者等から指導を受けた内容、自己啓発の状況、その他の個人指導目標を修得するために必要となる事項を、記録表に記載させるものとする。

(2) 重点対象者の取り組み

- ア 重点対象者は、個人指導を受けることの必要性を自覚し、積極的に指導担当者の指導を受けるほか、自己啓発に励むなどして、指導期間で個人指導目標を修得するよう努めなければならない。
- イ 重点対象者は、指導担当者から指導を受けた状況等、個人指導目標の修得に必要な事項を確実に記録表に記載するものとする。

(3) 個人指導目標修得状況の確認等

- ア 指導担当者は、重点対象者の個人指導目標の修得状況を確認の上、重点対象者が指導期間において個人指導目標を修得し、又は修得できないと認めたときは、記録表により、その旨を指導責任者に報告するものとする。
- イ 指導責任者は、指導担当者から重点対象者の個人指導目標の修得状況の報告を受けたときは、個別面接等により、指定の解除又は指導期間の延長等の意見を付し、記録表により、総括責任者を經由し所属長に報告するものとする。

7 指定の解除又は指導期間の延長

(1) 所属長による解除又は延長の申請

所属長は、総括責任者等から重点対象者の個人指導目標の修得状況の報告を受け、重点対象者の指定の解除又は指導期間の延長をしたい場合、申請書に記録表の写しを添付し、警務部長に解除又は延長の申請を行うものとする。

(2) 解除又は延長の決定

警務部長は、重点対象者の指定の解除又は指導期間の延長の申請に係る書類に基づき、重点対象者の指定の解除又は指導期間の延長を決定するものとする。

(3) 解除又は延長の通知

警務部長は、重点対象者の指定の解除又は指導期間の延長を決定した場合、通知書により当該所属長に通知するものとする。

(4) 記録表の保管

重点対象者の指定の解除があった職員に係る記録表は、総括責任者において指定の解除のあった日から3年間保管するものとする。

8 人事異動等に伴う措置

(1) 所属長は、重点対象者が他の所属に異動したときは、当該重点対象者に係る記録表を異動先の所属長に送付し、当該重点対象者に対する個人指導を引き継ぐものとする。

(2) 重点対象者の異動先の所属長は、指導責任者及び指導担当者を速やかに指定し、送付された記録表の内容に基づく継続した指導を行うものとする。

(3) 所属長は、指導期間において、人事異動その他の理由により指導責任者又は指導担当者を変更する必要があるときは、新たな指導責任者又は指導担当者を速やかに指定し、重点対象者に対する指導の実施状況等について引継ぎを確実に行わせるものとする。

9 重点対象者に係る報告

所属長は、個人指導目標を変更した場合又は指導担当者を変更した場合は、個人指導変更（指導担当者・指導目標）報告書（別記様式第4号。以下「変更報告書」という。）により、所要の事項を速やかに警務部長に報告するものとする。

10 効果的事例の報告

所属長は、重点対象者に対する個人指導に係る効果的な事例又は個人指導を推進する上で参考となる事項については、速やかに警察本部長に報告するものとする。

第7 警務課長等の措置

1 警務課長の措置

(1) 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、個人指導目標の設定状況を踏まえた的確な個人指導が行われるよう、申請書及び変更報告書の内容を部門ごとに集約して、警察本部関係所属長に通知するとともに、必要な調整を行うものとする。

(2) 警務課長は、個人指導の適切な推進を図るため、各所属における個人指導の実施状況を把握するとともに、参考となる事項を各所属長に通知するものとする。

(3) 警務課長は、個人指導の目的を達成するため、個人指導に関する必要な教養を計画的に行うものとする。

2 警察本部関係所属長の措置

警察本部関係所属長は、警務課長と緊密に連携し、個人指導を効果的に推進するための教材の作成・配付、研修会の開催等の教養を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式は省略